

Press Release

国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

国土交通省近畿運輸局

問い合わせ先

(所属) 自動車交通部 旅客第二課

(担当) 小西・北本

(電話) 06-6949-6446

令和5年3月31日

京都市域地区、大津市地区、滋賀北部地区のタクシー運賃改定について

近畿運輸局では、京都市域地区及び大津市地区並びに滋賀北部地区における一般乗用旅客自動車運送事業（タクシー）の運賃改定申請（変更要請）を受けて審査を行ってきた結果、本日付けで以下のとおり新たな運賃を公示しましたので、お知らせします。

【京都市域地区】 京都府京都市（ただし、平成17年4月1日に編入された旧北桑田郡京北町の区域を除く。）、向日市、長岡京市、宇治市、八幡市、城陽市、京田辺市、乙訓郡、久世郡、綴喜郡、相楽郡

【大津市地区】 滋賀県大津市

【滋賀北部地区】 滋賀県彦根市、長浜市、近江八幡市、東近江市、草津市、守山市、栗東市、野洲市、甲賀市、湖南市、高島市、米原市、伊香郡、東浅井郡、犬上郡、愛知郡、蒲生郡

1. 改定運賃（新運賃）の概要

- (1) 改定率 京都市域地区：14.95%
大津市地区：12.35%
滋賀北部地区：11.93%

(2) 改定運賃の内容

別紙1のとおり

(3) 新運賃の実施日

令和5年5月1日

(4) 前回運賃改定日

京都市域地区：平成30年4月1日

大津市地区：令和2年2月1日

滋賀北部地区：令和2年2月1日

(5) 今回の審査の考え方

今回の運賃改定要請については、運転者の労働条件の改善が主要な理由の一つとしてあげられていることを踏まえ、タクシーサービスの質を維持するためには、運転者の労働条件について一定の水準を確保することが必要であることを勧告し、実績における運送収入に対する運転者人件費の割合を維持した上で、健全な経営が成立する水準の運賃を設定するという考え方に基づき査定したものです。

このため、今回の運賃改定の実施により、運転者の労働条件の改善が適切に図られるよう、一般社団法人京都府タクシー協会、一般社団法人滋賀県タクシー協会等に対して、以下の各項目について指導をすることとしています。

- ① 運賃改定実施後において、実績における運送収入に対する運転者人件費の割合（歩合率）を維持させること等により、適切に運転者の労働条件の改善措置を講ずること。
- ② 運賃改定実施後、運転者の労働条件改善についての考え方を、利用者に対して積極的に表明すること。
- ③ 運賃改定実施後の然るべき時期において、運転者の労働条件の改善状況について、自主的にその実績を公表すること。その際、賃金水準のみならず、実質的な労働者負担の軽減や手当て類の創設等、これに関連して講じた措置についても、併せて公表すること。

2. その他参考（事業者からの改定申請（変更要請）状況）

別紙2のとおり

配布先

青灯クラブ
近畿電鉄記者クラブ
京都府政記者クラブ
滋賀県政記者クラブ
陸運記者会（ハイタク部会）